

公益社団法人 日本化学会東北支部 内規

最新改正 平成 24 年 4 月 4 日 幹事会

(名称)

第 1 条 本会は、公益社団法人 日本化学会 東北支部という。

(総則)

第 2 条 本支部に関する規定については、定款、支部規定に定めるもののほかこの規定の定めるところによる。

(事業)

第 3 条 本支部は支部規定第 2 条に定められた地域において本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会、学術講演会、化学系学協会東北大会および見学会等の開催
- 2) 地域内の関連学協会との連絡および協力
- 3) その他

(事務局)

第 4 条 本支部は事務局を年度ごとに支部長が指定する場所に設置する。

(平成 24 年度は〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1 東北大学多元物質科学研究所南 1 号館 佐藤(次)研究室室内 電話(022)-224-3883 に設置)

(構成員)

第 5 条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、下記の会員をもって構成する。

- 1 正会員 次に挙げる各号の一つに該当する者。
 - (1) 化学、化学工業、又は化学に関する学術・産業に学識又は経験のある者
 - (2) 本会の目的に賛同する法人
- 2 学生会員 大学又はこれに準ずる学校に在籍する学生であって、化学又は化学工業に関心のある者。
- 3 教育会員 化学又は化学工業に関心のある者で、学校教育に従事する者、あるいはこれに準ずる者。
- 4 公共会員 公共性のある学校、図書館又は研究機関の代表者。
- 5 賛助会員 本会の目的を賛助する者。
- 6 名誉会員 化学又は化学工業について、特に顕著な功績のあった者で、所定の手続きを経て、公益社団法人日本化学会の理事会において承認された者。

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
副支部長	1～3 名

支部幹事 若干名
支部監査 2名

但し、副支部長のうち1名は次期支部長予定者とする。

第7条

- 1) 前条の役員（以下支部役員という）は、支部長を除き本会支部会員中より、毎年2月末日迄に本支部代議員会において選挙により選出する。当選者の決定、選挙の無効については選挙規定を準用する。
- 2) 補欠の選任は前項に準ずる。但し、支部幹事の補欠は幹事会の議決を経て支部長が委嘱する。
- 3) 支部長は前年度の次期支部長予定者が自動的に就任するものとする。

第8条

- 1) 支部役員の任期は支部規定第6条に定めるところによるが、重任は妨げない。
- 2) 役員に欠員ができた場合は補欠の選任を行う。但し、幹事会において事務執行に差支えないと認めた場合は行わない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 支部役員はそれぞれ支部規定第7条に定められた会務を掌理する。

第10条 本支部事務達成のため支部長は幹事中より会計幹事、庶務幹事その他を委嘱する。

（幹事会）

第11条

- 1) 幹事会は支部長、副支部長、支部幹事をもって組織し必要に応じて支部長が招集する。
- 2) 幹事会の議長は支部長とする。
- 3) 支部長は必要と認めたとき幹事会に支部監査、支部選出の本会役員、委員、常議員、その他の出席を求めることができる。

第12条 幹事会は次の事項を審議する。

- 1) 支部事業の企画実施に関する事項
- 2) 地域内の代議員の選挙事務に関する事項
- 3) その他支部の運営に関する事項

（事業計画・収支予算）

第13条 本支部の事業計画およびこれに伴う収支予算は、年度の初めに支部長が編集し幹事会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

（収支決算）

第14条 本支部の収支決算は、年度の終わりに支部長が作成し、支部監査の承認を経て事業報告とともに幹事会に提出しなければならない。

（寄付）

第15条 本支部が事業達成のため寄付金を受領する場合は幹事会の議決を経なければならない。

(内規の変更)

第16条 この内規は幹事会の議決を経なければ変更することができない。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は、昭和18年6月6日とする。

附 則

この内規は、平成24年4月4日から施行する。

(支部長証明)

この内規は日本化学会東北支部の運営を定めたものに相違ありません。

平成24年4月4日
公益社団法人 日本化学会東北支部
支部長 佐藤次雄
所在地：〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1
東北大学多元物質科学研究所南1号館 佐藤(次)研究室内
電話(022)224-3883